浄化槽設置整備事業実施要綱

第１　事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第２　事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第３　事業の内容

この事業は、市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を助成する事業とする。

家屋を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とすること。併せて、災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は改築も助成の対象とすること。

なお、本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外であること。

（１）事業の対象となる地域

雑排水対策を促進する必要がある地域とは、次のアからウのいずれかに該当する地域であること。

ア　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第４条第１項又は同法第 25 条の 11 第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第３条第２項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の８第１項に規定する生活排水対策重点地域

（ウ）水道水源の流域

（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

（カ）自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第２条第１項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

（キ）その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

イ　下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次

の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第３条第２項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の８第１項に規定する生活排水対策重点地域

ウ　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成６年法律第８号）第５条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

（２）事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第４条第２項の規定による構造基準に適合し、かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽に限る。以下同じ。）若しくは浄化槽の改築であること。

（３）浄化槽改築事業の対象となる範囲

災害に伴い必要となった浄化槽を改築する場合に限り、（１）の事業の対象となる地域内に設置されている既設の浄化槽の改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

（ア）スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

（イ）その他の汚水処理設備

（ウ）消毒設備

（エ）脱臭設備

（オ）換気、除じん等に必要な設備

（４）補助対象範囲

補助対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

ア　浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

イ　浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置方第２条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ　単独処理浄化槽から浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする））に係るアの工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。）

エ　単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

（５）事業の要件

交付金の交付に際しては、浄化槽法第７条、第 11 条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めるなど、法定検査の実施の確保に努めること。

単独処理浄化槽から浄化槽への転換に係る宅内配管工事費に対する交付金の交付に際しては、浄化槽法第７条、第 11 条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めること。

本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後１年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きょで接続し、使用を開始すること。

また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きょの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の２に定めるただし書きに基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを浄化槽を設置する者に対して十分に理解させること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施すること。

（６）高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成

ア　窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、窒素又は燐対策を特に実施する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」（平成５年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第２条第２項で指定するダムの周辺地域

イ　窒素及び燐除去型能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、窒素又は燐対策を特に実施する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」（平成５年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第２条第２項で指定するダムの周辺地域

ウ　BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のため水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第３条第１項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。

（７）環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）も設置を行う者に対し助成を行うものであり、かつ、地域計画の（年度毎）事業計画額のうち６割以上が単独処理浄化槽･くみ取り槽からの転換又は平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画であること。なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、上記（５）又は（６）の要件に合致する場合には、その内容に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする。

（８）防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

全国の市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（くみ取り槽含む）については、地域計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定め実施する事業であること。

（９）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく事業

（１）ウの地域において実施される事業の場合にあっては、次のア及びイの要件を満たすものであること。

ア　原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に浄化槽又は変則浄化槽の整備が図られるものであること。

イ　地域の住民等による組織的な維持管理体制が整っていること。

(10) 工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする

第４　経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、次のものとする。

（１）環境事務次官が別に定める「循環型社会形成推進交付金交付要綱」第５及び第６に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

（２）その他、環境事務次官が必要に応じて別に定める交付金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

第５　その他

（１）平成 30 年度当初予算のうち 2019 年度へ予算を繰り越しした後、事業を実施する場合に限り「浄化槽設置整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日施行）」を適用可能とする。

（２）特別な事情により第１から第４までに定めるところによることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。